

コレ
↑
道路の左側に描かれた
ってなあに?!



この上をクルマは走ってもいいの?
誰が通るの?

青矢羽根は**自転車の通行位置**を示しています。

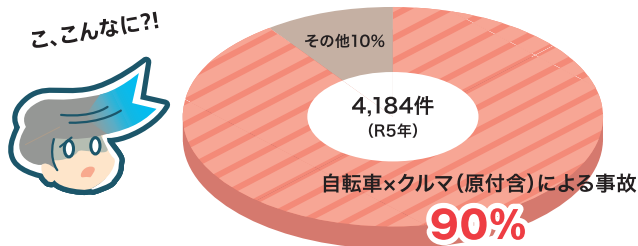
自転車は車道の左側通行が原則です。クルマが青矢羽根上を通行しても違反にはなりません。

ところで… 自転車の交通ルール、ちゃんと知ってますか?

自転車に関する事故が**年間4000件以上発生!**

そのうち **自転車×クルマ(原付含)事故が90%** を占めています!!

【兵庫県内・自転車に関する事故の内訳】



【自転車×クルマ(原付含)の事故件数推移】



兵庫県内では自転車に関する事故が年間4000件以上も発生しています。交通事故全体は少しずつ減ってきていますが、自転車に関する事故は一向に減っていません。

自転車安全利用五則をチェック

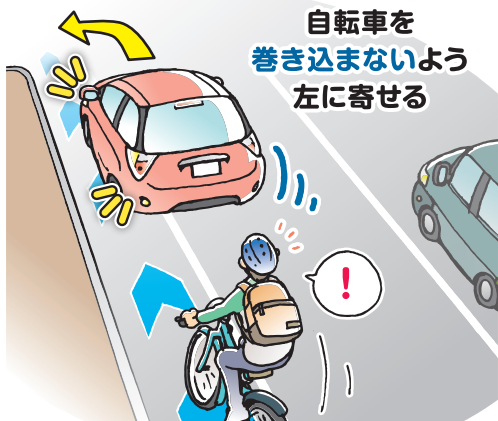
まずは自転車の交通ルールを知ることが安全への第一歩!! ➡



ちゃんと知ってる？ クルマ・自転車の交通ルール 3選

1 左折する時は 青矢羽根上まで左寄せ！

交差点を左折するときには、青矢羽根を踏んで左に寄せよう！
ただし、自転車は寄せてくるなんて思っちゃいけないから、巻き込まないように確認は念入りに。



2 青矢羽根上に停車する時は 右側の自転車に注意！

交差点、横断歩道を避ければ、青矢羽根上に一時的にクルマを停めても違反ではありません。

でも、その場合、**自転車は停車車両を右側から避けるルール**になっているから、**発進するときは要注意！**

※交差点、横断歩道付近等での駐停車は違法です。



自転車の交通ルールを
知っておこう!!



ルールを破ると
危険だけでなく
“罰金”
もあり得るよ…

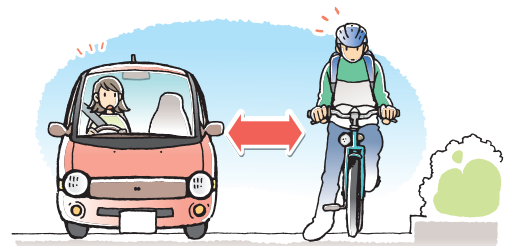
きー



3 自転車を追い越す時は 間隔をあけて！

前を走る自転車って追い抜きたくなるよねえ…。

そんな時は、自転車と間隔を十分に
あけてあげてね！あなたが思っている
より自転車はクルマを怖がってるの。



無理な追い越しをしてしまうと…
5万円以下の“罰金”等

思いやりを
忘れずに!!

